

事 調 第 4 4 5 号
令和5年(2023年)7月10日

各(総合)振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課
技術担当課長

資源有効利用促進法政省令の改正に伴う対応について (通知)

このことについて、資源有効利用促進法政省令の改正に伴い、農政部が発注する工事の扱いについて次のとおり定めましたので、事務処理を適切に行ってください。

記

- 1 別紙「資源有効利用促進法政省令の改正に伴う対応について」による。

〔技術指導係〕